

離婚後のお子さんがある方の手続きについて

同居している、保険が扶養されている場合は解消後の手続きとなります。

■町民生活課 総合窓口班（②窓口）で行うもの

①ひとり親医療の申請

②児童手当の新規の申請（公務員以外）

<申請で持参するもの>

印鑑、健康保険証（親権者と子）、銀行通帳（親権者）

※配偶者の扶養だった場合は、健康保険喪失証明書（職場で取り寄せてください）も必要となります。

■保健福祉課 子育て支援班（かみん内）で行うもの

③児童扶養手当

<申請で持参するもの>

預金通帳（申請者名義）、印鑑、年金手帳、世帯全員分の住民票（マイナンバー入り）、

入籍後の戸籍謄本 ※子供が入籍前の場合は、離婚後の子供の戸籍+親権者の新戸籍

その他必要書類が個別に必要な場合がありますので、保健福祉課までご確認ください。

※本籍地が上富良野で、当町で届出された場合、離婚後の戸籍は届出後約一週間で発行できます。

本籍地が他市町村である場合の発行は、ご自身で本籍地に直接ご確認ください。

※手当額の対象が開始されるのは、申請月の翌月となるため、離婚事由のあった当月中に戸籍の提出が間に合わない場合は、総合窓口班で離婚の受理証明書を発行してもらう事で申請可能です。但し、後日戸籍謄本の提出は必ず必要となりますのでご注意ください。

※①から③の手続きで、前年度1月1日に上富良野に居住していない方は、前住所地の所得課税証明書が必要です。（③に関しては申請月により必要な年度が異なるため、必ず保健福祉課へお問い合わせの上、取得してください）

<子の氏、戸籍の変更について>

離婚届を出しただけでは、子の戸籍にかわりはありません。子と母を同じ戸籍にしたい場合は、家庭裁判所の許可が必要です。許可の方法など詳しくは、旭川家庭裁判所富良野出張所（TEL0167-22-2209）にてご確認ください。

許可がおりて、裁判所の許可謄本ができたなら、町民生活課総合窓口班（①の窓口）にて「入籍届」の届出をしてください。届出の際は許可謄本と印鑑をご持参ください（子の本籍地が他市町村の場合は子の戸籍謄本も必要です）

<その他>

養育費や面会など、約束事の文書作成は旭川公証人合同役場（TEL0166-23-0098）で行います。

問い合わせ先

- | | | |
|---------------|--------------|-----------------|
| ①・②の申請等については… | 町民生活課 総合窓口班 | TEL0167-45-6985 |
| ③児童扶養手当については… | 保健福祉課 子育て支援班 | TEL0167-45-6987 |